

# 平 戸 市 監 査 公 表 第 1 5 5 号

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づく監査執行の結果を同条第 9 項の規定により、次のとおり報告（公表）します。

令和 2 年 9 月 4 日

平戸市監査委員 戸 田 幾 嘉

平戸市監査委員 神 田 全 記

## 第 1 監査の対象 建設課

## 第 2 監査の期間 令和 2 年 6 月 22 日（月）、23 日（火）、24 日（水）

## 第 3 監査の概要

### 1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づく財務監査、行政監査及び定期監査

### 2 監査の対象とした事項

主に平成 30 年度及び令和元年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行について

## 第 4 監査の方法

今回の監査は平戸市監査基準（令和 2 年 4 月 1 日施行）に準拠し、次の事項を主眼として、あらかじめ提出を求めた資料に基づき、所属長等の説明を受けるとともに、関係帳簿及び書類等を調査し監査を実施した。

### 1 収入に関すること

- (1) 収入事務が適法・適正に行われているか。
- (2) 収入事務にかかる諸帳簿が整備されているか。

### 2 支出に関すること

- (1) 違法、不当な支出又は不要、不急な支出はないか。
- (2) 予算目的に反する支出はないか。

(3) 特別な支払方法（資金前渡、概算払等）は法令に定めるところにより適正に行われているか。

(4) 契約の方法及び内容は適正か。

### 3 庶務関係事務

(1) 公印の管理状況

(2) 備品台帳等備付諸帳簿の整備状況

(3) 文書の処理、整理保存状況

### 4 補助金関係

補助金の交付申請、実績報告、精算手続きが適正に行われているか。

## 第5 監査の結果

主に監査の対象とした平成30年度及び令和元年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行については、一部改善・是正を要するもののほかは、おおむね適正に執行されていた。

なお、事務処理上軽易な問題点については、その都度善処を指示した。

指導事項等は次のとおりである。

### 【指導事項】

#### 1 契約事務について

令和2年1月30日付けで、建設課庁用自動車賃貸借にかかる契約を締結しているが、賃貸借期間終了後の物品の取扱いについて、契約書には「契約が解除、賃貸借期間終了の場合は、賃借人は速やかに物品を賃貸人に返還するものとする。」としている。一方、添付されている仕様書には「平戸市へ無償で譲渡。ただし譲渡に係る手数料等は、平戸市が支払う。」とあり、記載された内容が相違していたので、契約内容には十分注意されたい。

#### 2 関係例規の整備について

下記の例規については、条文と様式に文言の相違が見られたので、適正な要綱整備に努められたい。

- ・平戸市道路愛護推進事業実施要綱
- ・平戸市私道寄附採納事務取扱要綱
- ・平戸市道路沿線樹木伐採実施要綱

## 第6 むすび

道路交付金事業については、国県支出金などの財源が縮小されるなか、既存の市道、橋りょうの維持管理はますます重要課題となっている。そのため平戸市道路橋定期点検業務、市道路面性状調査業務委託など資産の維持管理、長寿命化を図る点

検、調査を行うことで重点的に有効性のある維持管理が行われているが、特に橋りょうについては、年数の経過とともに剥離、ひび割れなども顕著になっており、長寿命化修繕計画を確実に進捗していただきたい。単独改良事業や安全施設事業については、毎年各地区から路面、側溝等の改修の要望件数も増加傾向にある。特に市道敷の草刈りや陰切りは、住民の高齢化により地区や道路愛護団体等では困難になりつつあり、その対応が求められている。

未登記道路の解消については、平成 29 年度から令和元年度までの 3 年間で 25 路線の一部区間において、個人からの申し出や道路改良工事及び地籍調査による登記がなされ、一定の進捗が見られる。登記事務は調査に困難さを伴うが、さらなる推進をしていただきたい。

道路、橋りょう台帳について、路線の延長や橋りょうの長さなど基本情報は記載されているものの、加えて改良工事などの履歴の記載があることで最新の管理状況を把握し、道路等の有効利用に繋ぐことができると思われる。台帳の活用を検討されたい。

<参考>監査等の結果の区分と基準

区 分	基 準
勸 告	指摘事項のうち、公務の執行や信頼性等に大きな影響を及ぼすため、特に措置を講ずる必要があると認められるもの
指摘事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法令、条例、規則等に違反していると認められるもの</li> <li>・予算を目的外に支出していると認められるもの</li> <li>・事務処理等が著しく適正さを欠いていると認められるもの</li> <li>・経済性、効率性、有効性の観点から問題があると認められるもの</li> <li>・前回までの指導事項で是正の努力がなされていないと認められるもの</li> </ul>
指導事項	指摘事項のうち、軽微な誤りであり、今後、是正又は改善が必要と認められるもの
意 見	監査等の結果に添えて、組織及び運営の合理化に資するために、改善、検討などを促し、又は注意を喚起することが必要であると認められるもの